限定承認公告

本籍茨城県行方市岡四四二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　宮嵜　行雄

右被相続人は平成二十九年六月二十五日死亡し、その相続人は平成三十年一月十二日水戸家庭裁判所麻生支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月一日

茨城県行方市羽生一四九八番地

相続財産管理人　小澤　友子

任意清算公告

当法人は、平成二十九年十二月六日をもって解散し、税理士法人法第四十八条の二十一第二項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき、総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年二月一日

東京都杉並区上井草一丁目一二番一〇号

税理士法人鉄羅会計事務所

清算人　鉄羅　千春

吸収分割公告及び合併公告

左記会社のうち甲及び乙は吸収分割して甲は乙の能代工場で行われている医薬品等の生産事業及びその他乙の医薬品等の生産に関する事業を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

また左記会社のうち甲及び丙は吸収分割して甲は丙の井波工場で行われている医薬品等の生産事業及びその他丙の医薬品等の生産に関する事業を承継し丙はそれを承継させることにいたしました。

また左記会社のうち甲及び丁は合併して甲は丁の権利義務全部を承継して存続し丁は解散することにいたしました。

この会社分割又は合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。

(乙) http://www.kyorin-pharm.co.jp/

(丙) 掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年六月二十七日

掲載頁　一三〇頁（号外第一三七号）

(丁) 掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年六月二十八日

掲載頁　一二一頁（号外第一三八号）

平成三十年二月一日

東京都千代田区神田駿河台四丁目六番地

(甲) キョーリン製薬グループ工場株式会社　代表取締役　丸林　和弘

東京都千代田区神田駿河台四丁目六番地

(乙) 杏林製薬株式会社　代表取締役　穂川　稔

石川県金沢市諸江町下丁二八七番地一

(丙) キョーリンリメディオ株式会社　代表取締役　大野田道郎

滋賀県甲賀市水口町笹が丘一番地四

(丁) キョーリン製薬グループ工場株式会社　代表取締役　高橋　敬

自己株式の取得につき通知公告

当社は、自己株式の取得につき、平成三十年一月二十五日開催の取締役会において左記のとおり決議いたしましたので公告します。

一、取得する株式の数　三四四、〇〇〇株

二、株式一株を取得するのと引換えに交付する金銭等の額　金二九〇円

三、株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の総額　金九九、七六〇、〇〇〇円

四、株式の譲渡しの申込みの期日　平成三十年二月十六日

平成三十年二月一日

東京都中央区日本橋本町二丁目二番二号

ヤマト科学株式会社　取締役社長　森川　智

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四億六千二百六十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十九年四月十日付官報の号外第七十七号五十八頁に掲載されています。

平成三十年二月一日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター

総社ロジスティック特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三十二億九千四百四十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成三十年一月九日付官報の号外第三号六十三頁に掲載されています。

平成三十年二月一日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター

総社2ロジスティック特定目的会社

取締役　中島　毅

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十三億九千七百二十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十九年十二月二十五日付官報の号外第二八〇号一一六頁に掲載されています。

平成三十年二月一日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター

GLPソーラー特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資二万七千九百四十四口を消却して二百五十六口とすることにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成三十年三月二日までに当社にご提出下さい。

平成三十年二月一日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター

GLPソーラー特定目的会社

取締役　松澤　和浩

新規信託分割の公告

三菱UFJ信託銀行株式会社（受託者）は、左記のとおり、平成三十年三月六日付で左記一の信託を新規分割しますので、公告します。

この分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載日の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

一、従前の信託の特定

(一) 信託の当事者

委託者兼受益者

東京都港区六本木六丁目一〇番一号

森ビル株式会社

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

三菱UFJ信託銀行株式会社

(二) 信託の年月日及び契約名称

平成十八年十二月二十八日付不動産管理処分信託契約（その後の変更を含む。）

二、従前の信託において作成された財産状況開示資料等

右記一の信託についての、信託法施行規則（平成十九年法務省令第四十一号）第十七条第二号及び第三号に掲げる事項については、左記連絡先にご照会下さい。

三、分割が効力を生ずる日以後の信託及び新たな信託の信託財産責任負担債務の履行の見込み

いずれも履行の見込みがあるものと判断しております。その詳細については左記連絡先にご照会下さい。

四、連絡先

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

三菱UFJ信託銀行株式会社

不動産管理部　カストディ第二課

電話番号　〇三―六二一四―八二九〇

平成三十年二月一日

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

三菱UFJ信託銀行株式会社

支配人　荒井　寿夫

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十三億九千七百二十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十九年九月二十八日付官報の号外第二一〇号一一八頁に掲載されています。

平成三十年二月一日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター

GLP Japan DH特定目的会社

取締役　井出　清彦

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　二月一日付第二二号九六ページ

ージ●同日付政府調達第二〇号九六ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）（配送料別）